

会 議 録

(/)

会議の名称	第58回 川越市都市景観審議会		
開催日時	令和5年2月6日(月) 14時00分 開会 ・ 16時30分 閉会		
開催場所	やまぶき会館2階C会議室、旧川越織物市場		
議長(会長)氏名	倉田 直道		
出席委員氏名(人数)	副会長 日色 真帆 委員 飯沼 哲夫 委員 篠崎 幸恵 委員 馬場 常晃 委員 楠 尚人	委員 近田 玲子 委員 野原 英一 委員 町田 明美 委員 和田 文夫 委員 植木 守泰	以上11名(議長含む)
欠席委員氏名(人数)	委員 後藤 治 委員 正木 一弘	委員 神山 藍	以上3名
事務局職員職氏名	都市景観課 課長 福釜 周二 主幹 池田 麗子 主任 丹羽 洋文 主任 花見 雅美 以上4名		
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 議題 ・ 議案第1号 会長・副会長の選出について 4 報告事項 (1) 令和4年度都市景観事務について (2) 令和4年度屋外広告物事務について (3) 令和4年度川越都市景観シンポジウムについて 5 その他 6 閉会 7 旧川越織物市場見学		
配布資料	別添資料参照		

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>1 開会</p> <p>2 挨拶 委員改選後、初めての会議となることから、事務局である都市景観課の職員紹介及び委員の自己紹介を行った。</p> <p>◆ 審議会の成立について 委員総数14名中、11名が出席しており、過半数の出席があるため、川越市都市景観審議会規則第3条第2項の規定により、審議会が成立していることを報告。</p> <p>◆ 会議の公開・非公開について 審議の結果、内容に個人情報が含まれる事項を除き、公開とすることが決定された。</p>
事務局	<p>3 議題 (1) 議案第1号 会長・副会長の選出について 篠崎委員から、以下のとおり推薦する提案があり、委員全員の賛成の拍手により承認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会 長：倉田委員 ・ 副会長：日色委員
倉田会長	<p>◆ 会長ご挨拶 学生の頃に蔵造りのコンペに参加した際の縁で、川越市とお付き合いさせていただき、学生の課題で川越を題材にする等、長年の関わりを川越という土地と持たせてもらっています。</p> <p>川越における歴史的な町並みはコロナ禍においても、人の集まる魅力となっています。歴史的なまちづくりを進めていくうえで、本審議会も大きな役割を担っているものであると感じていますので、皆様のご協力をお願いします。</p>

<p>日色副会長</p>	<p>◆ 副会長ご挨拶</p> <p>コロナ禍のため、なかなか川越のまちなかに来ることは出来ませんでした。以前は喜多町の弁天横丁に研究室を構えていたこともあり、久々にまちの中での活動を再開したいと考えています。今後も本審議会に参加させていただきまして、力添えできればと考えております。よろしくお願いいたします。</p> <p>となりました。</p>
<p>事務局</p>	<p>4 報告事項</p> <p>資料に基づき、以下の内容について報告を行いました。なお、令和3年度の内容についても併せて報告を行いました。</p> <p>(1) 令和4年度都市景観事務について</p> <p>(2) 令和4年度屋外広告物事務について</p> <p>(3) 令和4年度川越都市景観シンポジウムについて</p> <p>(以下、質疑応答、意見等)</p> <p>(1) 令和4年度都市景観事務について</p>
<p>野原委員</p>	<p>【景観重要建造物の修繕について①】</p> <p>修繕を行った景観重要建造物の屋根の色がかなり鮮やかに見えます。景観計画上の色彩基準には適合していますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>当該物件の屋根につきましては、昔のトタン色である青色の屋根が特徴の建物でした。今回の修繕では都市景観重要建築物として指定した当時の姿になるように修繕するということで、景観計画上の色彩基準は直接的に適用していません。15年以上前に同様の色に塗装し直しましたが、時間が経ったことで色褪せていたこともあり、今回、かなり鮮やかになった印象を受けてしまうかもしれません。</p>
<p>篠崎委員</p>	<p>景観計画上の色彩の基準は、屋根も対象となりますか。</p>

事務局	<p>基準上は、建築物の外壁を対象としており、屋根について直接的な明言はございませんが、屋根についても景観に与える影響を考慮し、外観を構成する要素として、事前相談の際には、外壁の基準と同様の色彩基準に抑えるようお願いしています。</p>
近田委員	<p>鮮やかな青色の屋根となったことで、町並み全体として見たときに、バランスが崩れる印象を受けました。復原・修繕するとしても、調整が必要ではないでしょうか。</p>
篠崎委員	<p>修繕前は経年劣化により退色していましたが、復原後の色は彩度的には基準外であるように思われます。</p> <p>修繕の方法や使用する製品の兼ね合いもあり、工業製品の場合選択できる色の範囲は狭いですが、川越は自然製品が多いまちなみでもあるので、可能な限り調整をしてほしいと思います。</p>
和田委員	<p>景観重要建造物に指定した際には、鮮やかな青色だったのででしょうか。</p>
事務局	<p>当該物件は平成15年に景観重要建造物指定制度の前身にあたる都市景観重要建築物の指定を行っており、指定の際には、鮮やかな青色でした。そのため、今回の修繕にあたっては所有者の意向もあり、当時の色を採用したものです。</p>
和田委員	<p>今回の報告では修繕前と後で建物の印象が大きく変わっています。全ての修繕ではありませんが、必要に応じて審議会に意見を求めても良いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>状況に合わせて、ご意見を頂戴したい。</p>
倉田会長	<p>この建造物の指定時における評価箇所はどこだったかという視点から検証して、もし、違和感があれば何かしらの検討が必要ではないのでしょうか。</p>

倉田会長	<p>印象としては、この色を使うことが建物の価値に寄与していないように感じます。復原・修繕に対して市の補助金の交付しているのであれば、市としてももう少し意見しても良いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>景観重要建造物の所有者の意向も大切にしつつ、町並みとして、より良い形での修繕となるよう対応方法を検討してまいりたいと思います。</p> <p>また、景観重要建造物は民間所有であることもあり、過去の図面が残っていないことも多い状況です。そのため、修繕に合わせ図面を作成する等、カルテ化に向けての対応を行っており、将来的に持続するような方法を模索していきます。</p> <p>【景観重要建造物の修繕について②】 ※①と②は異なる建造物です。</p>
篠崎委員	<p>修繕の際の色はどのように決めましたか。</p>
事務局	<p>修繕前の元々の色と合うものとして、くすみがあった朱色となっています。</p>
楠委員	<p>【景観計画の届出について】 最近、川越では高層マンションの建築がよく見られますが、建造物の高さによって届出等の手続きは必要ですか。高さ制限などはないのでしょうか？</p>
事務局	<p>市内全域が対象の都市景観誘導地域であるため、高さが15m以上を超える建造物は届出が必要となります。</p> <p>都市景観誘導地域には直接的に高さを規制する基準はありませんが、歩行者等の目に入る低階層に対して対応を求める内容となっています。</p> <p>その他、個別のエリアとして都市景観形成基準で高さ制限を謳っているのは、都市景観形成地域の川越十カ町地区のみとなっています。</p>

事務局	<p>伝統的建造物群保存地区には 11m の高さ制限がありますが、その周辺の川越十カ町地区都市景観形成地域の一部エリアについては、町並みの背景を乱さないよう、建築物の高さは、時の鐘の高さ（16m）を超えないようにする。という高さ制限がございます。</p>
楠委員	<p>(2) 令和 4 年度屋外広告物事務について 簡易除却を行っている違反広告物とは具体的に何を指しますか。</p>
事務局	<p>主には、道路占用許可を取らずに道路上にはみ出しているものや禁止されている場所に貼られている張り紙等を指します。</p>
事務局	<p>なお、敷地内からはみ出しているものであれば、直接指導を行い、敷地内に入れるよう対応してもらいます。</p>
楠委員	<p>違反広告物の簡易除却は誰でも行えますか。</p>
事務局	<p>18 歳以上で川越市に在住・通勤・通学している方であれば、違反広告物の簡易除却団体として登録し、市長から除却の権限委譲を受けることで簡易除却を行うことができます。</p>
日色副会長	<p>実績を見ると違反広告物の除却数が減少していますが、コロナ禍以外の要因があるのでしょうか。違反広告物や簡易除却の状況について、今後の見通しを教えてください。</p>
事務局	<p>張り紙等の違反広告物の掲出方法には流行があるように見受けられます。以前はボール紙を針がね等で電柱等に巻き付けた張り札が多く見られましたが、最近はラミネート加工したものを工業用の両面テープで直接電柱に張り付けた張り紙が多い印象を受けています。また、置き型のものも、木枠に布を張ったいわゆる捨て看板から、三角コーンに張り付けたものに移行されている状況です。</p>

事務局	<p>その他、コロナ禍の影響やインターネットの普及によって、個人のスマホ等に直接送られてくるネット広告が増えていることもあり、広告媒体の変化が違反広告物及び除却数の減少につながっている側面もあるように思われます。</p>
倉田会長	<p>他自治体でもデジタルサイネージへの対応方法について議論が始まっています。掲載内容が一定でないことやデジタルサイネージとアートの違いの整理等、今までの屋外広告物とは一線を画すものです。</p> <p>一方で、エリアマネジメントの財源として有用な側面もあり、取扱いに検討が必要であると思いますが、川越市や埼玉県における状況を教えてください。</p>
事務局	<p>現在までの屋外広告物と同様ではないことは認識しており、具体的な対応方法については調査・研究中です。</p> <p>埼玉県では電光式の看板に対するガイドラインがありますが、特別な規制には至っていません。その他の自治体では、情報量の大きさから、大きさの規制や手数料の割り増し等の対応を検討していると聞いています。</p> <p>音についても発信が可能な媒体であることも取扱いを難しくしている要因となっており、騒音対策の環境部と連携して対応に当たっていきたいと考えています。</p>
楠委員	<p>川越市では、デジタルサイネージは屋外広告物扱いになっていますか。</p>
事務局	<p>なっています。設置場所や形態に合わせて対応を行っています。</p>
倉田会長	<p>(3) 令和4年度川越都市景観シンポジウムについて</p> <p>令和3年度の都市景観表彰から表彰対象が拡大したとのことですが、これによる候補作品の増加等の効果はあったのでしょうか。また、表彰対象の拡大により、建造物等を個別に評価する以外にも、コンセプトを持った区画整備等の様なエリアや空間も表彰対象となるのでしょうか。</p>

事務局	<p>表彰対象の拡大により、建築物・工作物以外に景観に資する行為等も表彰対象となりました。そのため、良好な景観の形成に資するものとして、エリアとしてのまちづくりや景観形成も対象になるものでございます。</p> <p>また、保存活動等についても表彰候補となったことから、多様な候補作品の応募ございました。</p>
日色副会長	<p>令和4年度川越都市景観シンポジウムにおいて、トークセッションのファシリテーターとして参加させていただきました。催しの中で、歴史的建造物の所有者や事業者に向けた個別相談会という初の試みが行われ、シンポジウムとしてはこれまでより一歩踏み込んだ内容であった印象を受けました。行政側としての感触を伺いたい。</p>
事務局	<p>行政主催ではなく、官民連携の実行委員会であったからこそその企画であり、価値のある内容であったと感じています。</p> <p>個別相談会では、NPO法人川越蔵の会に景観重要建造物の所有者から活用に向けた修理についての相談がありました。</p> <p>相談の件数としては1件でしたが、所有者との関わりが生まれたことで、将来的な滅失の防止に向けたアプローチが可能になるものと考えております。今後、今回の事例が具体化した際にはまた事例発表等を行うことで、所有者・事業者にもフォーカスしたよりよい周知につながるものと考えています。</p>
倉田会長	<p>歴史的建造物は消防法や建築基準法等の現行の法律に適合しないものもあるが、適用除外等の対応が可能な部分もありますので、そういった面も所有者・事業者に対して広く周知してほしいと思います。</p> <p>また、周知の方法として、候補作品の対象が拡大した都市景観表彰も上手く使えればより効果的であるように感じました。</p>

事務局	<p>来年度も都市景観シンポジウム開催しますので、何かテーマとして扱ってほしいものや提案があれば、是非事務局にご意見をいただきたい。</p>
事務局	<p>5 その他 (1) 旧川越織物市場整備事業の概要説明について 閉会後に現地見学を行う旧川越織物市場について、説明行われました。</p>
楠委員	<p>(2) 屋外広告物の安全点検の義務化について 埼玉県屋外広告業協同組合として屋外広告物の安全点検を推進していますが、川越市としても安全点検の義務化を推進してほしい。</p>
楠委員	<p>埼玉県以外にも、県内の政令指定都市や中核市では、さいたま市、越谷市、川口市は条例が改正されています。まだ川越市の条例は改正されていないので、ぜひ対応をお願いしたい。</p>
事務局	<p>川越市の状況といたしましては、令和3年7月に規則の改正を行い、屋外広告物の許可手続きの際に添付資料として安全点検確認書の提出を求めています。</p> <p>楠委員のご意見を踏まえて、条例改正を含めた検討に着手してまいりたいと思います。</p> <p>閉会</p> <p>閉会後は、旧川越織物市場に移動し、現地見学が行われました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>